

消 食 表 第 7 6 3 号  
令 和 6 年 8 月 3 0 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 殿

消費者庁食品表示課長  
( 公 印 省 略 )

特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長等宛て  
通知しましたので、貴協会会員等関係者に対する周知方お願いします。

消食表第761号  
令和6年8月30日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長  
（公印省略）

特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について

今般、令和6年8月23日付けで「特定保健用食品の表示許可等について」（平成26年10月30日付け消食表第259号）の一部改正を行いました。

これに伴い「特定保健用食品に関する質疑応答集」（平成28年1月8日付け消食表第5号別添）について、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知方お願いいたします。

「特定保健用食品に関する質疑応答集」の一部改正について

改正後	現行（最終改正 令和6年4月1日付け消食表第276号）				
<p>特定保健用食品に関する質疑応答集（平成28年1月8日消食表第5号）</p> <p>目次</p> <p>問1～問67（略）</p> <p>《新たな知見の報告について》</p> <table border="1" data-bbox="129 715 1097 957"> <tr> <td data-bbox="129 715 241 957">問68</td> <td data-bbox="241 715 1097 957">令和6年8月23日付けで一部改正された「特定保健用食品の表示許可等について」において新たに規定された、行政機関への健康被害に関する情報提供について、次長通知別添1別紙様式8「特定保健用食品 知見等報告書」により消費者庁長官へ報告する上で留意すべき点は何か。</td> </tr> </table> <p>問69～問82（略）</p> <p>《特定保健用食品について》</p> <p>問1・2（略）</p> <table border="1" data-bbox="129 1248 1097 1295"> <tr> <td data-bbox="129 1248 1097 1295">問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。</td> </tr> </table> <p>特定保健用食品は、健康増進法第43条第1項の規定に基づき許可される又</p>	問68	令和6年8月23日付けで一部改正された「特定保健用食品の表示許可等について」において新たに規定された、行政機関への健康被害に関する情報提供について、次長通知別添1別紙様式8「特定保健用食品 知見等報告書」により消費者庁長官へ報告する上で留意すべき点は何か。	問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。	<p>特定保健用食品に関する質疑応答集（平成28年1月8日消食表第5号）</p> <p>目次</p> <p>問1～問67（略）</p> <p>《新たな知見の報告について》</p> <p>（新設）</p> <p>問68～問81（略）</p> <p>《特定保健用食品について》</p> <p>問1・2（略）</p> <table border="1" data-bbox="1128 1248 2096 1295"> <tr> <td data-bbox="1128 1248 2096 1295">問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。</td> </tr> </table> <p>特定保健用食品は、健康増進法第43条第1項の規定に基づき許可される又</p>	問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。
問68	令和6年8月23日付けで一部改正された「特定保健用食品の表示許可等について」において新たに規定された、行政機関への健康被害に関する情報提供について、次長通知別添1別紙様式8「特定保健用食品 知見等報告書」により消費者庁長官へ報告する上で留意すべき点は何か。				
問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。					
問3 特定保健用食品は法令上どのように規定されているか。					

は同法第 63 条の規定に基づき承認される特別用途食品の 1 つである。  
許可等の際は同法第 43 条で規定する手続に従って申請をし、当該表示をしようとする食品の安全性について、内閣府令第 4 条の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、当該意見を踏まえ、健康増進法第 43 条第 1 項の許可等を行うものとされている。

許可等を受けた食品を特定保健用食品として販売するに際しては、健康増進法第 43 条第 6 項に定める表示事項を表示する必要がある、適切に表示していない場合等は同法第 62 条の規定に基づく許可等の取消し対象となり得る。

問 4～問 67 (略)

《新たな知見の報告について》

問 68 令和 6 年 8 月 23 日付けで一部改正された「特定保健用食品の表示許可等について」において新たに規定された、行政機関への健康被害に関する情報提供について、次長通知別添 1 別紙様式 8「特定保健用食品 知見等報告書」により消費者庁長官へ報告する上で留意すべき点は何か。

許可等を受けた者は、許可等に係る食品の健康被害に関する情報を収集するとともに、当該情報を消費者庁長官へ提供する際は、「機能的表示食品等に係る健康被害の情報提供について」(令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知)により都道府県知事等に提供した情報(当該通知の別紙様式)を次長通知別添 1 別紙様式 8 に添付し、提出すること。

は同法第 63 条の規定に基づき承認される特別用途食品の 1 つである。  
許可等の際は同法第 43 条で規定する手続に従って申請をし、当該表示をしようとする食品の安全性及び効果について、内閣府令第 4 条の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、当該意見を踏まえ、健康増進法第 43 条第 1 項の許可等を行うものとされている。

許可等を受けた食品を特定保健用食品として販売するに際しては、健康増進法第 43 条第 6 項に定める表示事項を表示する必要がある、適切に表示していない場合等は同法第 62 条の規定に基づく許可等の取消し対象となり得る。

問 4～問 67 (略)

《新たな知見の報告について》

(新設)

問 69～問 82 (略)

問 68～問 81 (略)